

会社法下の分配可能額

制度調査部
横山 淳

会社法関連省令シリーズ - 12

【要約】

2006年5月から新しい会社法が施行されている。

会社法の下では、配当、中間配当、自己株式の有償取得などを「剰余金の配当等」と位置づけ、統一的な財源規制として「分配可能額」という制度を設けている。

旧法下の「配当可能利益」と比較して、臨時決算への対応、売買目的有価証券の評価益の取扱いなど、実質的に変更された部分もある。

【目次】

はじめに.....	2
1. 分割可能額の計算の基本.....	2
2. 基礎となる「剰余金」の算出.....	2
(1) 剰余金の基礎となる金額.....	4
(2) 自己株式処分・消却.....	4
(3) 純資産の部の計数変動.....	5
(4) 剰余金の配当.....	5
(5) 吸収型再編受入行為.....	5
3. 自己株式についての調整.....	5
(1) 自己株式の帳簿価額.....	6
(2) 自己株式の処分対価.....	6
(3) 吸収型再編受入行為等.....	7
(4) 自己株式を取得し、対価として別の種類の株式を交付した場合.....	7
4. 臨時決算に伴う調整.....	7
(1) 期間損益.....	8
(2) 自己株式の処分対価.....	8
(3) 当期に2以上の臨時計算書類を作成した場合.....	8
5. その他の調整.....	9
(1) のれん等調整額.....	9
(2) 評価・換算差額.....	10
(3) 連結配当規制による調整.....	11
(4) 純資産額300万円を維持するための調整.....	12
(5) 不正発行の責任履行.....	12

はじめに

会社法の下では、配当、中間配当、資本金・法定準備金の取崩しに伴う払戻し、自己株式の有償取得などを「剰余金の配当等」と位置づけ、統一的な財源規制として「分配可能額」という制度を設けている。

基本的な考え方は、旧商法の「配当可能利益」を踏襲したものとなっているが、様々な「剰余金の配当等」に対応できる財源規制としたこと、更に、会社法の下で配当制度が柔軟化されたことや臨時決算制度が導入されたことを受けて、その算式は極めて複雑なものとなっている。

加えて、一部、実質的な改正も盛り込まれている。主なものを挙げると次の通りである。

売買目的有価証券の評価益などが、分配可能額に算入される（その他有価証券の評価益は不可）（ 10 頁）。

のれん等調整額を、分配可能額から減額する方法が変更される（ 9 頁）。

連結計算書類に基づく連結配当規制が任意の制度として部分的に導入される（ 11 頁）。

臨時決算を行った場合には、期中の期間損益も分配可能額に反映できる（ 7 頁）。

本稿では、会社法及び会社計算規則（以下、計算規則）の下での、「分配可能額」の計算式を解説する。

1 . 分配可能額の計算の基本

「会社法」の下での「分配可能額」の算定は、「剰余金」の額を基礎として、それに一定の金額を増額・減額することで算出される（会社法 446、461 ）。

具体的には、次のようなプロセスで算出される。

- 1 . 基礎となる「剰余金」の額を算出する。
- 2 . 自己株式についての調整を加える。
- 3 . 臨時決算に伴う調整を加える。
- 4 . その他の調整を加える。

2 . 基礎となる「剰余金」の算出

「会社法」の下での「剰余金」の算定方法を算式で表すと、かなり複雑だが次のようになる（会社法 446）。

剰余金	<ul style="list-style-type: none"> = 最終事業年度末の資産 + 最終事業年度末の自己株式帳簿価額 - 最終事業年度末の負債 - 最終事業年度末の資本金・準備金 - 上記 のほか法務省令で定める額（以上、会社法 446 一） <p>具体的には下記の金額（計算規則 177）</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> 1. 最終事業年度末の資産 + 2. 最終事業年度末の自己株式帳簿価額 - 3. 最終事業年度末の負債 - 4. 最終事業年度末の資本金・準備金 - 5. (最終事業年度末の) その他資本剰余金の額 - 6. (最終事業年度末の) その他利益剰余金の額 </div> <ul style="list-style-type: none"> + 最終事業年度末後に処分した自己株式の処分対価 - 最終事業年度末後に処分した自己株式の帳簿価額（以上、会社法 446 二） + 最終事業年度末後の資本金減少額（準備金積立分を除く）（会社法 446 三） + 最終事業年度末後の準備金減少額（資本金積立分を除く）（会社法 446 四） - 最終事業年度末後に消却した自己株式の帳簿価額（会社法 446 五） - 最終事業年度末後の剰余金配当額（会社法 446 六） - 上記 のほか法務省令で定める額（会社法 446 七） <p>具体的には下記の金額（計算規則 178）</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> 1. 最終事業年度末日後に剰余金を減少して資本金・準備金を増加した場合の減少額 + 2. 最終事業年度末日後に剰余金の配当を行った場合の準備金積立額 + 3. 最終事業年度末日後に会社が吸収型再編受入行為に際して処分した自己株式の対価の額 - 4. 最終事業年度末日後に会社が吸収型再編受入行為に際して処分した自己株式の帳簿価額 - 5. 最終事業年度末日後に会社が行った吸収型再編受入行為についての次の金額 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> a. 吸収型再編後資本剰余金 - b. 吸収型再編直前資本剰余金 + c. 吸収型再編後利益剰余金 - d. 吸収型再編直前利益剰余金 </div> </div>
-----	---

以上を整理すると次のようになるだろう。

- | | |
|---|---|
| <p>(1) 剰余金の基礎となる金額（上記 ~ に相当）</p> <ul style="list-style-type: none"> （最終事業年度末の）その他資本剰余金の額 + （最終事業年度末の）その他利益剰余金の額 | <p>(2) 最終事業年度後の自己株式処分・消却による修正（上記 ~ に相当）</p> <ul style="list-style-type: none"> + 最終事業年度末後に処分した自己株式の処分差損益 - 最終事業年度末後に消却した自己株式の帳簿価額 |
|---|---|

- (3)最終事業年度後の純資産の部の計数変動による修正（上記 1.に相当）
- + 最終事業年度末後の資本金減少額（準備金積立分を除く）
 - + 最終事業年度末後の準備金減少額（資本金積立分を除く）
 - 最終事業年度末日後に剰余金を減少して資本金・準備金を増加した場合の減少額
- (4)最終事業年度後の剰余金の配当（上記 2.）
- 最終事業年度末後の剰余金配当額
 - 最終事業年度末日後に剰余金の配当を行った場合の準備金積立額
- (5)最終事業年度末日後の吸収型再編受入行為による修正（上記 3.～5.に相当）
- 最終事業年度末日後に会社が吸収型再編受入行為に際して処分した自己株式の処分差損益
 - + 吸収型再編受入行為による資本剰余金増減額（吸収型再編後資本剰余金 - 吸収型再編直前資本剰余金）
 - + 吸収型再編受入行為による利益剰余金増減額（吸収型再編後利益剰余金 - 吸収型再編直前利益剰余金）

以下、これらの(1)～(5)について説明する。

(1)剰余金の基礎となる金額

会社の「(1)剰余金の基礎となる金額」は、最終事業年度末時点¹の「その他資本剰余金 + その他利益剰余金」の金額ということになる（会社法 446、計算規則 177）。

ここでいう「最終事業年度末」とは、あくまでも「本決算」のことである。従って、この「(1)剰余金の基礎となる金額」には、直近の（本）決算期末以降、つまり当期の期中に発生した剰余金の変動は一切反映されていないこととなる。

そこで、「(1)剰余金の基礎となる金額」に、当期中に発生した剰余金の変動を反映させるのが、以下の(2)～(5)のプロセスである。

(2)自己株式処分・消却

(1)で算出した「剰余金の基礎となる金額」に最終事業年度末以降の自己株式の処分・消却の影響を反映させる。具体的には、処分した自己株式の処分差益（差損）を増額（減額）し、消却した自己株式の帳簿価額を減額することとされている（会社法 446 二、五）。

なお、剰余金から自己株式の帳簿価額を減額するのが、自己株式を消却した場合に限定されている。消却していない自己株式については、剰余金から控除することとされていない。

ただし、後述するように、分配可能額を算定する段階で、その時点での自己株式の帳簿価額を控除することとされており、旧法から実質的な変更はない。

会社法の下では、「剰余金」と「分配可能額」が別の概念として整理されているため、算定の手順が変更されたのである。

¹ 設立1年目の会社の場合は、成立の日における「その他資本剰余金 + その他利益剰余金」となる（計算規則 178）。

(3) 純資産の部の計数変動

次の(3)では、当期中の純資産の部の変動の影響を反映させる。

具体的には、資本金・法定準備金を取り崩して剰余金に振り替えた場合は、分配可能額が増額される(会社法 446 三、四)。逆に、剰余金を取り崩して資本金・法定準備金として積み立てた場合は、分配可能額が減額される(計算規則 178 一)。

(4) 剰余金の配当

(4)では、当期中の配当の影響を反映させる。具体的には、当期中の配当額とそれに伴う法定準備金の積立額を分配可能額から減額することとされている(会社法 446 六、計算規則 178 二)。会社法の下では、配当の回数が柔軟化されたことに伴うものである。

なお、会社法の下での法定準備金の積立は、資本金の 1 / 4 の金額を上限として、配当金額の 1 / 1 0 とされている(会社法 445)。積み立てるべき準備金は、資本剰余金を原資に配当した場合は資本準備金、利益剰余金を原資に配当した場合には利益準備金とされている(計算規則 45)。

(5) 吸収型再編受入行為

(5)では、当期中に行われた吸収型再編受入行為の影響を反映させる。吸収型再編受入行為とは、具体的には次のものを言う(計算規則 2 三十三)。

吸収合併による消滅会社の権利義務の全部の承継

吸収分割による分割会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部の承継

株式交換による完全子会社となる会社の発行済株式全部の取得

こうした吸収型再編受入行為が行われた場合、まず、(2)で増額(減額)した自己株式処分差益(差損)のうち、吸収型再編行為に関する部分を再度、減額(増額)する(計算規則 178 三)。つまり、吸収型再編受入行為の一環として行われた自己株式処分の影響を、剰余金から一旦排除するわけである。

その上で、その吸収型再編受入行為に伴って実際に増減した資本剰余金・利益剰余金の額を剰余金に反映させることとしている(計算規則 178 四)。これは企業結合会計基準を受けて、会計基準に従った剰余金の増減を適切に反映させるための調整規定と言えるだろう。

3 . 自己株式についての調整

分配可能額の算出に当たっては、前記 2 . で算出した剰余金に、自己株式についての次のような調整を加えることとされている。

項目	分配可能額への影響
(1)自己株式の帳簿価額	- (減額)
(2)最終事業年度末日後に処分した自己株式の処分対価	- (減額)
(3)吸収型再編受入行為等に際して処分する自己株式の処分価額	+ (増額)
(4)自己株式を取得し、対価として別の種類の株式を交付した場合の調整	
a.取得した株式の帳簿価額	+ (増額)
b.取得した株式の株主に交付する株式以外の財産(社債等を除く)の帳簿価額	- (減額)
c.取得した株式の株主に交付する社債等に付すべき帳簿価額	- (減額)

以下、これらの(1)～(4)について説明する。

(1)自己株式の帳簿価額

自己株式の帳簿価額を分配可能額から減額する(会社法 461 三)。

保有する自己株式について資産性は認められず、株主資本の控除項目として処理されている。従って、保有する自己株式に相当する金額だけ分配可能額を減少させなければならない。

この点について、旧法から実質的な変更はない。ただ、計算の手順が変更されているのである。即ち、会社法の下では、「剰余金」と「分配可能額」が別の概念として整理されている。自己株式の帳簿価額²は、基礎となる「剰余金」の算定の段階(前記2.の段階)ではなく、最終的な「分配可能額」を算出する段階で反映させることとされているのである。

(2)自己株式の処分対価

自己株式の処分対価を分配可能額から減額する(会社法 461 四、設立1年目の会社については計算規則 186 ハイ)。

剰余金を算定する段階で、一旦、増額された当期中の自己株式の処分対価を(前記1.(2))、分配可能額を算定する段階で、改めて減額し直すというものである。

その結果、剰余金の計算上、プラスとマイナスが相殺され、結局、自己株式の処分対価は、原則として、分配可能額に影響を及ぼさないということとなる。

これも、会社法の下では「剰余金」と「分配可能額」が別の概念とされたこととの関係で、自己株式の処分価額は剰余金には反映するが、分配可能額には反映させないという趣旨である³。

つまり、剰余金の計算に当たっては、直近の自己株式の処分まで含めて算定を行う。しかし、

² なお、ここでの「自己株式の帳簿価額」とは、既に消却された自己株式の帳簿価額分を減額した後の帳簿価額であると解されている(計算規則 47、相澤哲・郡谷大輔「分配可能額(下)」(『商事法務』No.1768)p.21)。太田達也(公認会計士)「改訂増補版 新会社法の完全解説」(税務研究会、2006年)p.491も同趣旨。

³ 太田達也「改訂増補版 新会社法の完全解説」(税務研究会、2006年)p.492。

分配可能額の計算に当たっては、本決算又は臨時決算を経ない限り、自己株式の処分対価相当部分の社外流出を認めないということである⁴。

なお、臨時決算を行った場合の取扱いについては、後述4.で説明する。

(3) 吸収型再編受入行為等

(2)で減額した自己株式の処分価額のうち、吸収型再編受入行為等に際して処分した自己株式に関する部分については、(3)で、再度、増額し直すこととしている(計算規則186十)。つまり、分配可能額の計算に当たっては、吸収型再編受入行為等に際して処分した自己株式の処分価額については、(2)と(3)とで相殺されることとなる。

これは、吸収型再編受入行為の一環として行われた自己株式処分については、前記2.(5)の通り、企業結合会計基準に従った剰余金の変動として既に反映されている。そのため、「別途自己株式部分のみを取り出して(分配可能額を)制限すること」はしないという趣旨である⁵。

(4) 自己株式を取得し、対価として別の種類の株式を交付した場合

(4)は、取得請求権付株式、取得条項付株式、全部取得条項付種類株式を取得し、別の種類の株式を交付した場合の取扱いについて定めている(計算規則186九)。

基本的には、単にある種類の株式が他の種類の株式に転換されただけであれば、「自己株式の入替えが行われたにすぎず、実質的な財産の流出はない」⁶ことから、取得請求権付株式等の取得の前後で分配可能額を変更させないこととしている。

技術的には、(1)で分配可能額から控除した取得請求権付株式等の帳簿価額を、(4)で改めて増額し直すという手続となる。

他方、株式以外の財産が交付される場合には、その交付される財産の帳簿価額相当額だけ分配可能額を減額することとなる。

4. 臨時決算に伴う調整

会社法では、定められた決算の時期(わが国では多くの会社が3月としている)以外であっても、決算に準じた手続を行う制度が導入されている(臨時決算、会社法441)。

臨時決算を行った場合、本来は配当に充てることができない期間損益などについても、配当等の分配可能額に増額することが認められるようになる。

即ち、臨時決算が行われた場合、分配可能額の算出に当たっては、前記3.までの算定結果に加え、次のような調整が加えられることとなる(会社法461 二、五、計算規則184、185)。

⁴ 相澤哲・郡谷大輔「分配可能額(下)」(『商事法務』No.1768)p.22。

⁵ 相澤哲・郡谷大輔「分配可能額(下)」(『商事法務』No.1768)p.22。

⁶ 相澤哲・郡谷大輔「分配可能額(下)」(『商事法務』No.1768)pp.20-21。

項目	分配可能額への影響
(1) 期間損益として計上された金額	
a. 臨時損益計算書に計上された当期純損益（利益の場合）	+（増額）
b. 臨時損益計算書に計上された当期純損益（損失の場合）	-（減額）
(2) 自己株式の処分対価	
a. 臨時決算の期間中に処分した自己株式の処分対価	+（増額）
b. 吸収型再編受入行為等に際して処分する自己株式の処分対価	-（減額）
(3) 当期に 2 以上の臨時計算書類を作成した場合の調整	-（減額）

以下、これらの(1)～(3)について説明する。

(1) 期間損益

臨時決算時点における期間損益を分配可能額に反映する。

具体的には、利益であれば分配可能額を増額し（会社法 461 二イ、計算規則 184 一）、損失であれば分配可能額を減額する（会社法 461 五、計算規則 185）。

(2) 自己株式の処分対価

前記 3 . (2) の通り、本来、自己株式の処分対価は、本決算を経ない限り、配当等に充てることは認められない。しかし、臨時決算が行われた場合は、期中の自己株式の処分対価を分配可能額を増額することができる（会社法 461 二ロ）。

ただし、吸収型再編受入行為等に際して処分する自己株式の処分対価については、前記 2 . (3) で分配可能額に既に増額されている。そのため、ここでは重ねて増額しない（つまり、a. で一旦、増額したものを、b. で減額し直す）こととされている（計算規則 186 七）。

(3) 当期に 2 以上の臨時計算書類を作成した場合

(3) は、当期中に 2 回以上の臨時決算を行った場合の調整である。

例えば、3 月決算の会社が、臨時決算を四半期ベースで 3 回（6 月末、9 月末、12 月末）で行うとする。この場合、9 月の臨時決算における臨時計算書類は、あくまでも事業年度の開始日（4 月 1 日）から 9 月末までの期間、つまり第 1、第 2 四半期の累計ベースで作成することとされている（会社法 441 二）。第 2 四半期分のみについて作成することとはされてない。

従って、9 月の臨時計算書類に基づいて、そのまま分配可能額を計算を行ったのでは、前臨時決算時点（6 月末）で既に分配可能額に算入している期間損益を重複してカウントすることになりかねない。

そこで、直近の臨時決算以外の臨時決算による期間損益の影響を分配可能額から排除し、直近の臨時決算分の期間損益のみを分配可能額に反映することとしている。具体的には、直近の臨時決算以外の臨時決算について、前記(1)で分配可能額を増額（減額）している場合は、その分を減額（増額）して、相殺することとしている（計算規則 186 五）。

5 . その他の調整

前記3 . 4 . 以外の分配可能額算定のための調整項目を整理すると次のようになる。

項目	分配可能額への影響
(1)のれん等調整額	- (減額) (一定の限度あり)
(2)評価・換算差額 ・ 其他有価証券評価差額 (差損) ・ 土地再評価差額 (差損)	- (減額)
(3)連結配当規制による調整	- (減額)
(4)純資産額 300 万円を維持するための調整	- (減額)
(5)不公正発行の責任履行	
a. 最終事業年度の末日後に不公正発行の責任が履行されたことで増加した資本剰余金	- (減額)
b. 臨時決算が行われた場合における a. の金額	+ (増額)

以下、これらの(1)～(6)について説明する。

(1)のれん等調整額

のれん等調整額を一定の範囲で分配可能額から減額することとされている(計算規則 186 一)。

のれん等調整額とは、次の算式によって計算される額のことである。

$$\text{のれん等調整額} = (\text{資産の部に計上したのれんの額}) / 2 + \text{繰延資産の部に計上した額}$$

実際に分配可能額を減額する金額は、のれん等調整額の大きさによって、次のように細かく場合分けされている。

のれん等調整額の大きさ	分配可能額を減額する金額
のれん等調整額 資本金 + 準備金	ゼロ (分配可能額に変更なし)
資本金 + 準備金 < のれん等調整額、かつ、 のれん等調整額 資本金 + 準備金 + その他資本剰余金	のれん等調整額 - (資本金 + 準備金)
資本金 + 準備金 + その他資本剰余金 < のれん等調整額	
i) のれん / 2 資本金 + 準備金 + その他資本剰余金	のれん等調整額 - (資本金 + 準備金)
ii) のれん / 2 > 資本金 + 準備金 + その他資本剰余金	その他資本剰余金額 + 繰延資産

上記の表の内容を、イメージ化したものが次の図表である。網掛け部分に相当する金額を、分配可能額から減額することとなる。

他方、「その他有価証券評価差額金」などの評価差額金がプラス、つまり、評価益が発生している場合には、分配可能額の調整は行われない。即ち、「その他有価証券評価差額金」などの評価益は、分配可能額には反映されないのである。

なお、売買目的有価証券の評価損益などのように、当期の利益・費用として「その他利益剰余金」そのものに反映されているものについては、特に、その影響を排除するための分配可能額算定上の手当ては行われていない。つまり、評価損益は、そのまま分配可能額に反映されていることとなる。

その結果、旧商法と異なり、例えば、次の評価益などは分配可能額に算入されることになる(評価益などが増額した分だけ分配可能額も増加する)。

売買目的有価証券、デリバティブなどの時価評価による評価益

満期保有目的の債券などを額面よりも低い価額で取得した場合における毎期の償却額(アキュムレーション)。

こうした取扱いを行うことについて、法務省の担当官は次のように趣旨を説明している⁷。

売買目的有価証券等については、その流動性が金銭等と等価であり、時価評価を認め、かつ、その評価差益を当期損益に反映させるべき性質であるものと整理されていること
満期保有目的の債券等については、満期まで保有すれば債権額の回収が確実に見込まれ、その差益を近隣おようなものにとらえ、当期損益に反映させるべき性質であるものと整理されていること
を考えれば、分配可能額の算定上も、特に、これを減額事由として取り扱うべき理由が見当たらないという整理をしたものである。

(3) 連結配当規制による調整

連結配当規制適用会社については、連結ベースの配当規制を適用する特例が設けられている(計算規則 186 四)。

具体的には、単体ベースで計算した分配可能額よりも、連結ベースで計算した分配可能額の方が小さくなる場合は、**任意で**連結ベースでの配当規制を適用できるというものである。逆に、連結ベースの方が単体ベースよりも分配可能額が大きくなる場合については、連結ベースでの配当規制の適用を受けることはできない。

特例の適用対象である「連結配当規制適用会社」となることを選択できるのは、次の要件をいずれも満たす会社である(計算規則 2 七十二)。

連結計算書類を作成している。

ある事業年度の末日から次の事業年度の末日までの間における分配可能額の算定について、連結配当規制の適用を受けることを、計算書類の作成に際して定めている。

⁷ 相澤哲・郡谷大輔「分配可能額(上)」(『商事法務』No.1767) p.41。

連結配当規制の適用を受ける場合、下記の「イ + ロ - ハ」の金額（ただし、ゼロ以上の場合のみ）を分配可能額から控除する（分配可能額が減少する）こととなる。

連結配当規制の適用に当たって分配可能額から控除する金額 = イ + ロ - ハ

イ) 単体の貸借対照表ベースでの株主資本等

〔 = 株主資本の額
+ その他有価証券評価差額金（ゼロ以上の場合にはゼロ）
+ 土地再評価差額金（ゼロ以上の場合にはゼロ）
- のれん等調整額 〕

ロ) 最終事業年度末日後に子会社から自己株式取得をした場合の調整

〔 = 取得直前の子会社における帳簿価額 × その子会社に対する持分 〕

ハ) 連結の貸借対照表ベースでの株主資本等

〔 = 株主資本の額
+ その他有価証券評価差額金（ゼロ以上の場合にはゼロ）
+ 土地再評価差額金（ゼロ以上の場合にはゼロ）
- のれん等調整額 〕

のれん等調整額は「のれん等調整額 = のれん / 2 + 繰延資産」で算定される。ただし、のれん等調整額 > 資本金 + 資本剰余金 + 利益剰余金（ハについては資本金 + 資本剰余金）の場合、「資本金 + 資本剰余金 + 利益剰余金（ハについては資本金 + 資本剰余金）」が上限とされる。

(4) 純資産額 300 万円を維持するための調整

分配可能額から次の金額（ゼロ以上の場合に限る）が減額される（計算規則 186 六）。これは純資産額が 300 万円を下回るようになるような剰余金の配当が行われなかったための分配可能額の調整である。

300 万円 - （資本金 + 準備金 + 新株予約権の額 + 評価・換算差額等計上額

会社法の下では、最低資本金規制が撤廃された代わりに、純資産額が 300 万円を下回る場合の剰余金の配当は禁止されている（会社法 458）。

これを受けて分配可能額においても、会社の純資産額が 300 万円を割り込むことがないように、財源規制を設けているのである。

(5) 不正発行の責任履行

直近の（本）決算期後⁸に、不公正発行に伴う支払義務が履行されて増加した「その他資本剰余金」の額は、分配可能額から控除することとされている（計算規則 186 八）。

⁸ 設立 1 年目の会社の場合は「会社の成立の日後」。

取締役と共謀するなどして、著しく不公正な払込金額での株式の引受けなどを行った引受人は、その不足額を会社に支払う義務がある（会社法 212 など）。引受人がこの支払義務を履行した場合には、その支払額は「その他資本剰余金」に計上されることとなっている（計算規則 44）。

しかし、このようにして増加した「その他資本剰余金」については、本決算（又は臨時決算）を経ない限り、分配可能額には反映しないこととしているのである。即ち、経理上、剰余金には計上されるが、配当等には充当できないということである。

ただし、臨時決算が行われた場合には、その金額を改めて分配可能額に増額することとしている（会社法 461 二イ）。つまり、配当等に充当することが可能となる。